



2019年1月18日

各 位

会 社 名 東京建物株式会社
 代 表 者 名 代表取締役 社長執行役員 野村 均
 コ ー ド 8804 東証第1部
 問 合 せ 先 広報CSR部長 後藤 芳朗
 (TEL (03) 3274-1984)

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ (会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、2019年1月18日開催の取締役会において、以下の通り、会社法165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議しましたので、お知らせいたします。

1. 自己株式の取得を行う理由
資本効率向上及び株主還元の拡充のため。

2. 取得に係る事項の内容

(1) 取得対象株式の種類	普通株式
(2) 取得し得る株式の総数	1,000万株(上限) (発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 4.61%)
(3) 株式の取得価格の総額	100億円(上限)
(4) 取得期間	2019年2月6日~2019年12月31日
(5) 取得方法	東京証券取引所における市場買付け

以 上

(参考) 2018年12月31日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数(自己株式を除く)	216,936,661株
自己株式数	26,713株

※上記の自己株式数には、株式給付信託(BBT)が保有する当社株式(127,000株)は含みません。